

国立大学法人島根大学女性活躍推進のための事業主行動計画（第1期）

島根大学では、女性が安心して働きつづけ、いきいきと活躍できる環境の整備を行うため、次の行動計画を策定し、行動する。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間とする。

2 内容

目標1 第一期行動計画終了の翌日（平成30年4月1日）において女性研究者比率20.1%、女性管理職比率11.4%以上を達成する。

【対策】

（平成28年4月～）

●期間中の年度に複数回、女性研究者比率および女性管理職比率について調査を行い、現状を把握するとともに、学内に周知することにより意識向上を図り、数値を達成する。

目標2 仕事と生活の両立支援関連制度を周知し、利用しやすい環境を整備する。

【対策】

（平成28年4月～）

●研修等の機会及びホームページを通じて、子どもの出生時における男性教職員の育児のための休暇及び育児休業等について周知・啓発を行い、積極的な利用を促す。

●期間中の年度毎に、両立支援関連制度に関する利用状況を調査し、定期的に公表することにより意識向上を図るとともに、さらに利用しやすい環境となるよう整備を行う。

●ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を開催し、働き方の見直しに対する意識啓発を行う。

目標3 時間外労働の縮減を図る。

【対策】

（平成28年4月～）

●期間中の年度毎に、時間外労働時間数を定期的に取りまとめ、実態を把握し状況を公表することにより意識向上を図る。

●時間外労働縮減の重要性について、会議等を通じて管理者及び職員に対し啓発を行う。

●「定時退勤日」「定時退勤週間」における定時退勤の徹底に努める。

●時間外労働に関する調査を実施し、職員の意識や問題点について分析、改善策の検討を行う。

目標4 年次有給休暇の取得を促進する。

【対策】

（平成28年4月～）

●期間中の年度毎に、年次有給休暇の取得状況について調査を行い、実態を把握するとともに、公表することにより意識向上を図る。

●ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始などと組み合わせた休暇の取得を促進する。

●参観日、入学・卒業式等子どもの学校行事、地域の行事・イベントへの参加や家族の記念日等における休暇を取得しやすい環境づくりに努め、取得の促進をはかる。